

大規模災害における応急対策に関する協定書

志布志市（以下「甲」という。）志布志市ふるさと協議会（以下「乙」という。）とは、大規模な地震、風水害等の災害（以下「大規模災害」という。）が発生した場合、又はその恐れがある場合に乙の社会貢献活動の一環として実施する応急対策に関し、次のとおり協定を締結する。

（目 的）

第1条 この協定は、甲の管理する公共土木施設（以下「公共土木施設」という。）における大規模災害時の応急対策に係る業務（以下「応急対策業務」という。）の実施に関し、甲が乙に対して協力を求めるときの必要な基本的事項を定めることを目的とする。

（対象となる災害）

第2条 この協定の対象となる災害は、次のとおりとする。

- (1) 災害対策基本法（昭和36年法律第223号）第23条第1項及び同法第42条の規定により作成された志布志市地域防災計画に基づき、志布志市災害対策本部が設置された場合
- (2) その他前号と同程度の災害で乙の協力が必要であると認めた場合

（応急対策業務の内容）

第3条 甲が乙に対し協力を要請する応急対策業務は、次のとおりとする。

- (1) 公共土木施設の被害情報の収集及び甲に対する報告
- (2) 公共土木施設からの障害物の撤去及び応急の復旧
- (3) その他甲が必要と認める業務

（協力要請）

第4条 甲は、前条の応急対策業務の実施する必要があると認めたときは、乙に協力を要請することができるものとする。

2 乙は、前項の要請があったときは、甲に協力するものとする。

(費用の負担)

第5条 第3条に規定する応急対策業務の実施に要した経費のうち、(2)及び(3)については、甲が負担するものとし、(1)については甲は負担しないものとする。

(協定の効力)

第6条 この協定の有効期間は、協定締結の日から当該年度の3月31日までとする。

(その他)

第7条 この協定に定めのない事項、及びこの協定に関して疑義を生じた時は、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

この協定の成立を証するため、本書2通を作成し、甲、乙記名押印の上、各自その1通を保有する。

平成 23年 4月 1日

甲 志布志市長 本田 修



乙 特定非営利活動法人
志布志市ふるさと協議会
理事長 池崎 美次

